【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の４第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月10日
【会社名】	日本ＢＳ放送株式会社
【英訳名】	Nippon BS Broadcasting Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長社長執行役員　玉井　忠幸
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田駿河台二丁目５番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長社長執行役員　玉井　忠幸は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2026年８月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社グループ全３社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、ＢＳデジタル放送事業を中心に事業活動を展開している当社グループの成長戦略における定量的目標として、「売上高」を重視していることから、事業拠点の重要性を判断する指標として、「売上高」を利用することとしております。全社的な内部統制の評価結果は良好であると判断したため、各事業拠点の当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）のおおむね３分の２程度に達している１事業拠点（当社）を選択し、１事業拠点（当社）を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、ＢＳデジタル放送事業における事業活動において多額に計上される勘定残高である、「売上高」、「売掛金」及び「番組制作費」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。また、そのほか見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスとして、「固定資産評価プロセス」、「有価証券評価プロセス」、「税効果会計プロセス」等を評価に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、2026年８月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。